（人事院規則一―六九等の一部改正）

第三条　次に掲げる規則の規定中「通勤手当、」の下に「在宅勤務等手当、」を加える。

一　人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）第十条第一項

二　人事院規則一―七二（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）第十条第一項

三　人事院規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）第十条第一項

四　人事院規則一―八〇（職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣）第十条第一項

五　人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）第八条第一項

（人事院規則九―五の一部改正）

第四条　人事院規則九―五（給与簿）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職員別給与簿） **第五条**　（略） **第六条**　職員別給与簿には、各給与期間につき（期末手当その他の給与期間ごとに支給される給与以外の給与にあつては、その支給の都度。第十二条において同じ。）次に掲げる事項を給与事務担当者が記録するものとする。 一　俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当その他の給与の支給額 二・三　（略）	（職員別給与簿） **第五条**　（略） **第六条**　職員別給与簿には、各給与期間につき（期末手当その他の給与期間ごとに支給される給与以外の給与にあつては、その支給の都度。第十二条において同じ。）次に掲げる事項を給与事務担当者が記録するものとする。 一　俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当その他の給与の支給額 二・三　（略）

規則九―一五一（在宅勤務等手当）	第五条第二項の在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類	在宅勤務等手当の支給要件を具備するかの判断に必要な事項を確認するための書類	確認に係る要件を具備しなくなる日に係る特定日以後五年	廃棄
三～二十　（略）				
備考 一～五　（略）				

三～二十　（略）				
備考 一～五　（略）				